



Title	モンゴル命令文とウイグル文書文化 : ティムール朝期の『ウイグル文書教本』から
Author(s)	松井, 太
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2018, 52, p. 1-27
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/76067">https://hdl.handle.net/11094/76067</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# モンゴル命令文とウイグル文書文化

——ティムール朝期の『ウイグル文書教本』から——

松井 太

Keywords: モンゴル帝国／行政文書／書簡（手紙）／ウイグル／ティムール朝

## 1. はじめに

13～14世紀のモンゴル世界帝国支配下のユーラシア諸地域において、モンゴル皇帝（M. qayan > P. qān ~ qā'ān）や皇族・貴族・将相・宗教権力者が折々に発した命令文は、遵守すべき規範・法源として機能した。これらの命令文は、まずモンゴル語による口頭の命令として発せられた後にウイグル文字やパクパ文字により文書化され、あるいは発令対象地域の他言語（漢語・テュルク語・チベット語・アラビア語・ペルシア語・ラテン語など）に翻訳されて発給された。現在まで、モンゴル語および翻訳版の原文書だけでなく、それらを別紙や石碑に複製したもの、さらには典籍資料への引用という形で伝存する。これらの命令文は、帝国支配層の意志を直接に表明するという点で、モンゴル帝国史研究において高い史料価値を有する。

これらの命令文には、発出者はもとより地域・文字・言語を異にするものであっても、書式・術語・語法などに広く共通性が認められる。このような共通性は、ジョチ裔諸カン国やティムール朝・オスマン朝・モグール裔諸カン国などモンゴル帝国崩壊後のテュルク＝モンゴル系諸政権の発行した命令文や、さらには西欧などの非支配地域に発した対外国書にも看取され、モンゴル帝国の通時的影響を反映する。以上の点から、これらの命令文や対外国書を、文字・言語・時代の枠組みを超えた「モンゴル命令文」という体系のもとで包括的に検討すべきことが提唱されている。<sup>1)</sup>

さて、モンゴル帝国が草創段階で最初に体系的に受容した文字はウイグル文字であり、モンゴル語の書写文化がウイグル語文化が大きな影響のもとに成立したことは周知の通りである<sup>2)</sup>。また、モンゴル命令文の発給主体となったモンゴル帝国の文書行政・書記官房システムがウイグル人の文字文化を土台として構築されたことも定説となっている。従って、モンゴル命令文の諸要素にも、時代的に先行するウイグル語の書写文化・文書文化が反映していることが推定される。

例えば、中村淳・松川節は、現存するモンゴル語命令文としては最古層に属するモンケ・クビライ登極直後のモンゴル語聖旨碑を扱い、そこにみえる術語の多くがウイグル語正書法に従っている点を明らかにした〔中村・松川1993, 30-31〕。また森安孝夫も、中華地域に蒙漢合璧碑として遺存するモンゴル命令文にみえる寺産関係術語の多くがウイグル語の借用語・透写語であることを指摘している〔森安1991, 49〕。

一方、テュルク語・ウイグル語文献研究の立場からは、モンゴル命令文の冒頭定型表現 *jarliy manu* 「我らのおおせ」や *üge manu* 「我らのことば（命令）」が、それぞれテュルク語・ウイグル語の *yarliyimiz / sözüm ~ sözüimiz* に遡る可能性がとくに指摘されている〔Gabain 1938; TMEN III, Nr. 1292; 森安2011a, 16, 28〕。またウイグル語書簡（手紙）文書を総体的に分析した森安孝夫は、差出人が下位の受取人に宛てる下行書簡がモンゴル命令文の書式の起源となった可能性を指摘している〔本稿第4節参照〕。

本稿では、これらの知見を深化させるため、モンゴル帝国崩壊後のティムール朝治下で編纂されたペルシア語文献にみえるウイグル文字テュルク語文書の書記上の規範をとりあげ、これがモンゴル時代の命令文その他の諸種文書の体例を継承したものであり、さらにその淵源が古代ウイグル語文書の書記文化にまで遡ることを論じる。

## 2. ティムール朝の『ウイグル文書教本』

最近、Nasser Khaze Shahgoliは、イラン=イスラーム共和国議会図書館所蔵のペルシア語写本No. 3618に収録される、ウイグル文字の字形・正書法やこれを用いた文書作成の規範を説明する一作品を校訂・トルコ語訳した上で、詳細に内容を分析した [Shahgoli 2017]。本節では、このShahgoli 2017論文に主拠しつつ、その内容を再検討する<sup>3)</sup>。

この写本の85-92頁は「テュルクとスィグナクの文字、アウハル文字と樹形 [文字] の説明についての章である (faṣḥ-i ast dar bayan-i ḥaṭṭ-i Turkī wa Signāqī wa ḥaṭṭ-i Awhal wa muṣaḡḡar)」という章題をもつ作品となっている。章題に続いて、次のような序文 (第85頁) が記される [cf. Shahgoli 2017, 178, 182]。

高貴な人々 (aṣḥāb) の間で用いられ通用している様々な種類の文字と書記の体例 (anwā'-i ḥuṭūṭ wa rusūm wa ādāb-i kitābat) を、それぞれに知っておかねばならない。ある方面から書簡 (ruq'a) が届いた場合、どんな言葉・どんな文字であっても読むことができ、また同じ方法で、その往信に対する返信や返信に類するもの (?) を送ることができるように [するためである]。諸方・諸辺において、高貴な人々の間で (miyān-i aṣrāf) [用いられている] これらの [文字の] 種類は多いが、用いられ、語られ、受け入れられており、現在全ての諸都市・諸地方・左右 [の地域] に広まり存在し有用かつ有益であるのは、テュルク文字 (ḥaṭṭ-i Turkī) である。アミールもワズィールも、貴賤を問わずそれを美しく表すこと (ḥusn-i ṣūrat-i ān) に努力し、意味の衣をそれによって書いている。その原理 (aṣl-i ān) はキタイとウイグルのある学者 (yakī az ḥukamā-yi Ḥiṭāy wa Uyḡūr) により定められ、広められた。

ここでは、当該作品が扱う「テュルク文字、スィグナク文字、アウハル文字、樹形文字」の4種の文字のうち、「テュルク文字」が最も有用なものとして強調される。<sup>4)</sup>そして、この引用文に続いて解説される「テュルク文字」とは実際にはウイグル文字であり、またこの作品の計7頁（85-91頁）の過半を占める5頁（85-89頁）が「テュルク文字」すなわちウイグル文字の説明に充てられる。この作品の主眼はウイグル文字テュルク語文書の書写術の解説にあったと考えられる。そこで本稿では、この作品を『ウイグル文書教本』と仮に定名しておく（以下、適宜『教本』とも略）<sup>5)</sup>。

この『ウイグル文書教本』の内容は、便宜的に以下の(1)～(8)のように整理することができる。

- (1)ウイグル文字とアラビア文字との対応 [85/12-86/5]
- (2)「基本規則によるテュルク文字の単独形」[86/5-12]
- (3)各ウイグル字14箇の語頭形・語中形・語末形の書法 [86/12-87/3]
- (4)テュルク語数詞（1～1,000）のウイグル文字表記 [87/3-13]
- (5)「複合人名（asāmī-yi murakkab）」[87/13-88/4]
- (6)書簡の冒頭書式 [88/5-14]
- (7)ペルシア語の対句・詩文のウイグル文字表記 [88/15-17]
- (8)「テュルク文字でも [アラビア文字] ペルシア語でも、同じ意味で書かれる名詞」[88/18-89/16]：テュルク語の年（yil）と十二支獣名 [88/19-89/1]、ムスリム人名・地名やアラビア語・ペルシア語から借用されたテュルク語 [89/1-10]、「いくつかの人名といろいろなラカブ」[89/10-15]

この『ウイグル文書教本』を載せるNo. 3618写本は、外形的な諸特徴や上記(6)にみえる人名 [後述] から、明らかにティムール朝時代に属する。<sup>6)</sup>ティムール朝はモンゴル帝国の後継政権としてウイグル文字文化をも継承しており、王朝一代を通じて、ウイグル文字テュルク語（チャガタイ語）の命令文や王族の系譜資料さらには文学作品などが編纂された [本稿第5節参照]。

我々の『ウイグル文書教本』も、ティムール朝におけるウイグル文字の通行を反映するものといえる。

この『教本』の(2)「基本規則によるテュルク文字の単独形」[86/5-12]に示されるウイグル文字の字数(合計21文字)やその記載順序は、モンゴル時代以前にまで遡るウイグル文字アルファベットとおおむね一致する[森安1997, 1233; cf. Shahgoli 2017, 165, 173]。また、(5)「複合人名」[87/13-88/4]および(8)「いくつかの人名といろいろなラカブ」[89/10-15]では、ムスリム人名のウイグル文字表記例が提示される。ただしその際には「alif lām (= 定冠詞 al-) が複合語 (tarkīb) では現われない」という規則が述べられ[89/9-10], 多くの実例も al- をウイグル文字表記しない (Uig. ayn t̄in < P. 'Ayn (al-) D̄in; paxr t̄in < Faḥr (al-) D̄in; nasr t̄in < Naṣr (al-) D̄in; tač t̄in < Tāg (al-) D̄in; al-a t̄in < 'Alā (al-) D̄in, etc.) [cf. Shahgoli 2017, 177; 本稿後掲(6), ⑤⑥⑦も参照]。同様にムスリム人名中の定冠詞 al- を省略するウイグル文字表記の例は、モンゴル時代のウイグル語・モンゴル語文書にも頻見する<sup>7)</sup>。従って、この『教本』自体はティムール朝期の写本に属するとはいえ、ここに記されるウイグル文字の用法は、モンゴル時代さらにはそれ以前に遡るウイグル文字文献の伝統を保存していると考えられる<sup>8)</sup>。

さて『教本』の内容のうち、(6)書簡の冒頭書式の解説は、ウイグル文字テュルク語書簡の書写上の体例を説明し、さらに冒頭部の実例(便宜上、①~⑧を付す)とそのアラビア文字転写を掲げる [cf. Shahgoli 2017, 179, 185]。

さて知らねばならないことだが、2人の人物が互いに書簡 (maktūb) を書く時、より上位の (buzurgtar) 者はまず自分の名前を行の上書き、彼より下位の (ḥurdtar) 人物の名を自身の名の下に述べる。

最初に [次のように] 署名 (nišān) が書かれるようにする：

- ① 「シャルフ=バートル、われらがことば (Uig. šaruḫ baḍur s̄q̄z̄ūmiz = Ar. Šāh Ruḥ Bahādur s̄z̄ūmiz)」
- ② 「アラーウッダウラ=バートル、われらがことば (al-a ṭawl-a baḍur

- sözümüz = 'Alā al-Dawla Bahādūr sūzūmīz) ]
- ③ 「アリーカ、わがことば (alika sōzūm = 'Alīka sūzūm) ]
- ④ 「フィールズ=シャー、わがことば (piruz š-a sōzūm = Fīrūz Šāh sūzūm) ]
- ⑤ 「シャイフ=テウエツケルッディーン (š(a)yx tāw(ä)kkāl tīn = Šayḥ Tawakkal (al-) Dīn) ]
- ⑥ 「シャイフ=ワリーウッディーン (š(a)yx wal-i tīn = Šayḥ Walī (al-) Dīn) ]
- ⑦ 「ダウラト=ホージャウッディーン (ṭawlat xōja tīn = Dawlat-Ḥwāḡa (al-) Dīn) ]

そして下位の者が上位の者に〔書簡を〕書く時は、まずその者 [= 上位の者] の名を書き、その後の第2行に自身 [= 下位の者] の名を記し、祈願と挨拶を申し上げる。このような順序で：

- ⑧ 「サイフ=アルムルーク様にお仕えしているアブー=アルマカーリムから、数限りない臣僕の祈願とご挨拶を致して (Uig. s(a)ybul muḷūk beg tapuγ-i-ṭa abul makarim-tīn kōp-tīn kōp qull(u)q̄ ṭuγa salam tāg(g)äč = Ar. Sayf al-Mulūk Bīk tabūqī dā Abū al-Makārim dīn kūp dīn kūp quluq du'ā salām dagağ) ]

ここにみえるウイグル文字テュルク語書簡」の書写上の体例は、モンゴル命令文との関係で注目に値する。本節冒頭に示した『教本』序文によれば、これらの書簡は「高貴な人々 (ašhāb ~ ašraf)」つまり支配層の間で授受されることを前提としていた。モンゴル帝国およびその後裔諸政権が発出した対外国書・書簡がモンゴル命令文と共通の枠組みのもとで考察され得ること [e.g., 小野 1993; 小野 1997; 小野 2002; 本稿第1節・第5節も参照] に鑑みれば、この『教本』のいう「書簡」(maktub, ruq'a) の範疇には、支配層の発する命令文も含まれていたと考えてよいだろう。

実際、上掲(6)書簡の冒頭定式の文例のうち、①～④の sōzūmiz 「我らのこ

とば（命令）」および *sözüm* 「我がことば（命令）」は、モンゴル命令文の冒頭書式をなす発令者名・型宣言（*intitulatio*）で頻用されるモンゴル語 *üge manu* 「我らのことば」に対応し、ティムール朝君主発行ウイグル文字テュルク語命令文の原文書4通もすべて「〈発令者名〉+わがことば（*sözüm*）」、またペルシア語命令文でも多く「〈発令者名〉+我らがことば（*sözümiz*）」の冒頭定式をとることと符合する [TMEN III, Nr. 1292; Matsui/Watabe/Ono 2015, 68-69; Mahendraraja 2018]。さらに、文例①の発令者シャールフはいうまでもなくティムール朝第2代君主（r. 1409-1447）に、②アラーウッダウラはシャールフの孫に、③アリーカと④フィールーズ=シャーはいずれもシャールフ時代の有力アミールに同定されることから [Shahgoli 2017, 171; cf. Ando 1992, 145 ff., 150 ff.]、本処にみえる冒頭書式の用例は、ティムール朝支配層が実際に交付・発給した原文書からの引用と推定される [Shahgoli 2017, 171]。従って、『教本』で説明される「書簡」の体例・規範も、ティムール朝君主や有力支配層<sup>9)</sup>の発する命令文の体例を、当時の実態に基づいて伝えたいものとみなすことができる。

さて、前掲『教本』引用文からは、「上位者から下位者への書簡=下行文書では、差出人の名を記した後に宛先を記す」、また「下位者から上位者への書簡=上行文書では、宛先を記した後に差出人の名を記す」、という冒頭書式の体例が強調される。これを換言すれば、常に上位者を先に／下位者を後に記す、という規範が見出される。ティムール朝のウイグル文字使用はモンゴル帝国から継承されたものなので、このウイグル文字テュルク語書簡に関する体例・規範も、モンゴル帝国時代のウイグル文字（モンゴル語・テュルク語）文書の書記慣行・体例に由来すると推定される。次節でこの点を検討する。

### 3. モンゴル時代のモンゴル語文書の冒頭書式

いうまでもなく、モンゴル命令文は皇帝・王族・貴族などの支配層の発す

る下行文書である。前述したように、その冒頭書式は、発令者 (= 上位者) 名・型宣言が冒頭に (権限付与文言に後続する形で) 記され、それに続いて下位の通知先 (publicatio) が示される [e.g., BT XVI, 165-166; 松川 1995, 40-41; cf. PUM, 9-27; 四日市 2015, 265-266]。前節で述べた通り、これは『ウイグル文書教本』の伝える下行文書の体例と一致する。

ただし、モンゴル帝国のウイグル文字モンゴル語文書行政システム全般において、『ウイグル文書教本』の伝えるような冒頭書式の体例を確認するためには、命令文 = 下行文書だけでなく、下位者から上位者への上行文書 (行政文書・書簡) についても相補的に検討する必要がある。

その多くが特権付与・権益保護あるいは対外国書として発出されたという背景から、モンゴル命令文 = 下行文書は受領者により保管が図られやすく伝存例も多いのに対し、政治的・社会的に劣位にある者が発した上行文書や書簡 (特に私信) 類は伝存しにくく、伝存例も数的に限られる。しかし管見のウイグル文字モンゴル語上行文書を通覧する限り、その冒頭書式には『教本』の伝えるような体例を看取することができる。以下、実例により検証する。

次の藤井有鄰館所蔵モンゴル語文書は、モンゴル王族の属官の間で授受されたものである [松井 2015, 56; cf. Franke 1965; 杉山正明 2004, 282]。

- |                                     |                            |
|-------------------------------------|----------------------------|
| 1) qayan-u jarliq-iyar              | 皇帝のおおせにより                  |
| 2) sultanš-a si-ning ong-un         | スルタンシャー西寧王の                |
| 3) ongvuu-yin noyad-ta              | 王府の官人たちへ。                  |
| 4) buyanquli üi-uu sining ong-un    | ブヤンクリ威武西寧王の                |
| 5) vuu ui sun-g günsi bič[i]g ögümü | 府尉 Sun-g-günsi (?) が書状を送る。 |

「皇帝のおおせにより (qayan-u jarliq-iyar > Chin. 皇帝聖旨裏)」はモンゴル時代の命令文や行政文書に類出する冒頭定型句である [松川 1995, 38-39; 松井 2015, 55-56]。これに後続する本文書の宛先 (受取人) は西寧王スルタン

=シャーの王府官，差出人は威武西寧王ブヤンクリの属官である。西寧王家・威武西寧王家はいずれも，中央アジアから大元ウルスに来到したチャガタイ系チュベイ王家（幽王家）の分家であり，西寧王家は敦煌（沙州），威武西寧王家はハミ（哈密～哈密里 < Qamīl）を拠点とした〔杉山正明 1982 = 杉山正明 2004, 269-283〕。西寧王府に宛てられた本文書は敦煌発現資料とみなされ，またスルタンシャーの西寧王在位年代（1353～1391年のいつか）から14世紀後半に属すると考えられる〔松井 2015, 56〕。

本文書の抬頭形式からは，モンゴル皇帝（qayan）>西寧王（Si-ning ong）=威武西寧王（Üi-uu sining ong）>王府（ongvuu）の官人たち=府尉（vuu ui）という序列がうかがえる。ただし，モンゴル諸王の家政機関である王府の属官の位階は王傅>府尉>王府司馬であるから〔杉山正明 1982 = 杉山正明 2004, 258〕，本文書の差出人の府尉（vuu-üi）は，王傅に代表される西寧王府の属官たちを上位とみなし，自身より先に記したものであろう<sup>10)</sup>。

さらに，元代のイシナ（西夏語 <sup>2</sup>zyIr <sup>1</sup>nya 「黒河」> M. isina ~ isinai > Chin. 亦集乃）路総管府の遺址であるカラホト（黒水城）遺跡からは，より多くの元代行政文書が発掘将来されている。以下には，明瞭に上行文書と判断できるモンゴル語行政文書の実例6通の冒頭部分を，既刊の校訂テキスト・訳文に若干の補訂を加えつつ示す。

① MDQ, No. 018 (F116:W204; cf. ZHHW 3, 576-578)

- |                                      |                 |
|--------------------------------------|-----------------|
| 1) isinai-yin sunggon vu [noyad-ta   | イシナ総管府の[官人たちに   |
| 2) tükel bičig-iy[er ügülemü         | テケルが文書で [述べる。   |
| 3) sanggaširi köbegün-ü k[esig undan | サンガシリ大王の分 [例の酒と |

② MDQ, No. 021 (F116:W521; cf. ZHHW 3, 603)

- |                                       |                 |
|---------------------------------------|-----------------|
| 1) isinai-in sunggon vu-yin noyad-[ta | イシナ総管府の官人たち [に  |
| 2) tükel bičig-[iyer ügülemü          | テケルが文書 [で述べる。   |
| 3) sanggaširi köbegün-ü kesig und[an  | サンガシリ大王の分 [例の酒と |

## ② MDQ, No. 022 (F116:W595; cf. ZHHW 3, 565-567)

- |  |                |
|--|----------------|
| 1) isin-a sunggon vu [noyad-ta         | イシナ総管府の〔官人たちに  |
| 2) tükel [bičig-iyer ügülemü           | テュケルが〔文書で述べる。  |
| 3) sanggaširi köbegün-ü kesig š[iğüsün | サンガシリ大王の分例の〔羊と |

## ④ MDQ, No. 024 (F116:W572; cf. ZHHW 3, 585-588)

- |                                       |                |
|---------------------------------------|----------------|
| 1) isinai sunggon vu-yin [noyad-ta    | イシナ総管府の〔官人たちに  |
| 2) tükel bičig-iy[er ügülemü          | テュケルが文書で〔述べる。  |
| 3) sanggaširi köbegün-ü kesig [unda]n | サンガシリ大王の分〔例の酒と |
| š[iğüsün                              | 羊]             |

## ⑤ MDQ, No. 034 (F116:W62; cf. ZHHW 3, 613)

- |   |                  |
|---|------------------|
| 1) isin-a sunggon vu-yin noyad-ta       | イシナ総管府の官人たちに     |
| 2) buralki bičig-iyer ügülemü           | ブラルキが文書で述べる。     |
| 3) [bulu]yan qatun-u kesig [yulir amun] | 〔ブル〕ガン妃子の分例の〔米麵] |

## ⑥ MDQ, No. 038 (F116:W29; cf. ZHHW 3, 614)

- |   |                |
|---|----------------|
| 1) isinai-yin sunggon vu noyad-ta       | イシナ総管府の官人たちに   |
| 2) sarija bičig-iyer jiyar-un           | サリジャが文書で示すに、   |
| 3) [bulu]yan qatun-u kesig yulir am[un] | 〔ブルガ〕ン妃子の分例の米麵 |

これらのモンゴル語文書は、おそらくイシナ路近辺を拠点とするモンゴル王族の属官（①～④ではテュケル，⑤ではブラルキ，⑥ではサリジャ）が、イシナ路総管府の官人たち（noyad < noyan）に宛てて、当該王族への糧食（穀物，羊，酒など）を規定（分例 M. kesig < T. käsig）通りに支給することを要請する行政文書である。いずれも破損脱落部分が多いものの、連貼されている蒙文直訳体漢文の「譯該」と比較することで、おおよその内容を把握することができる。

上掲①～⑥の6通では、モンゴル王族（köbegün「大王，王子」，qatun「妃子，后妃」）＞イシナ路総管府官人＞王族属僚という地位序列が抬頭によって明示され、また差出人の属僚たちは、自身よりも上位にあるイシナ路総管府の官人を文書冒頭に記している。これらの用例は、前節に示した『ウイグル文書教本』と同様に、上位者を先に／下位者を後に記すという規範的書式・体例を明瞭に示すものといえる。

この①～⑥と同様に、王族への糧食支給をイシナ路総管府に要請するカラホト出土モンゴル語行政文書は、さらに12通存在する（MDQ, Nos. 19, 25, 28, 29, 31, 40, 42-47。うちNos. 42-47はパクパ文字モンゴル語）。いずれも破損脱落が著しいものの、残存テキストからは、冒頭第1行に宛先＝イシナ路総管府を抬頭して記し、第2行の行頭を降格して差出人（王族の属僚）を記すという、前掲①～⑥と同一の書式を確実に復元できる<sup>11)</sup>。

さらに行政文書ではない書簡文書にも、冒頭部で差出人・宛先（受取人）の上下関係を明示する例が見出される。やはり先学の校訂案に補訂を加えつつ、以下に⑦⑧として掲げる。

⑦ MDQ, No. 074 (F21:W28)

- |                                  |                   |
|----------------------------------|-------------------|
| 1) tngči abay-a noyan-u ge[gegen | 同知アバガ様の尊 [敬すべき] … |
| 2) mayui öčüken daul[aš-a        | 卑小な(私)ダウラ[シャー]…   |
| 3) engke tegüs amur (...)[       | 平安と完く安寧な…         |
| 4) ilemüi                        | (書簡を) 送ります。       |

⑧ MDQ, No. 081 (F197:W30; cf. ZHMW, 51)

- |                              |                   |
|------------------------------|-------------------|
| 1) ĵang ying samĵing-t[ur(?) | 張英(?) 参政 [に(?)] … |
| 2) öljëitemür qola-a(č)a [   | オルジェイテムルが遠くから…    |
| 3) asayču ileged tur[        | 訊ねて(この書簡を) 送り、 …  |
| 4) -dan-ača [ ](.) [ ](.) [  | たちから……            |

同知 (> t(u)ngči) や參政 (> samjing) などの官人・官僚が関与するものの、内容からは私信とみなされる。ただし2通とも、第1行で官人を抬頭し、第2行の人名は行頭を下げることで、両者の序列を明示している。いずれも断片的で文脈は不明瞭ながら、おそらく第1行の官人＝上位者を宛先、第2行の下位の人物を差出人とする上行文書であろう。<sup>12)</sup>

以上の諸例からは、モンゴル帝国時代のモンゴル語上行文書（行政文書・書簡）にも上位者（＝宛名・受取人）を先に／下位者（＝差出人）を後に記すという冒頭書式の体例が看取される。命令文＝下行文書の書式や体例と併せ考えれば、『ウイグル文書教本』の記す冒頭書式の体例は、先行するモンゴル時代のモンゴル語諸種文書の体例を継承したものとみなすことができる。

#### 4. ウイグル語書簡文書の冒頭書式

モンゴル帝国の文書行政・書記官房システムが、時代的に先行する9～14世紀の古代ウイグル語の文書文化の影響下で成立したことは、おおむね定説となっている。従って、前節に検討した、上位者を先に／下位者を後に記すというモンゴル語諸種文書（行政文書・書簡）の冒頭書式の体例も、ウイグル語文書に由来すると予想される。本節ではこの点を検証する。

トゥルファン・敦煌を中心とする中央アジア東部地域から発掘将来されたウイグル語書簡（手紙）文書を総体的に研究した森安孝夫は、それらを冒頭書式（Naming Formulae）に基づいて五分類することを提唱した〔森安2011a, 18-24〕。その分類とは、A式「上行特定ヴィジュアル版」、B式「上行特定簡略版」、C式「下行特定ヴィジュアル版」、D式「不特定版Ⅰ」、E式「不特定版Ⅱ」である。この冒頭書式は主に差出人・受取人によって構成され、抬頭・行頭下げなどの外形的特徴やいくつかの術語・用語から差出人・受取人の地位の上下関係を特定できるA式・B式・C式が分類の中心となる。このうち、上行文書のA式・B式は受取人（上位者）に続いて差出人（下位者）を記し、下行文書のC式は差出人（上位者）に続いて受取人（下位者）を記

す。その際、受取人は第2行以降に行頭を下げて記されることから、森安はC式をモンゴル命令文の書式とくにクビライ時代以降の「大元ウルス書式」の起源とみなしている [森安2011a, 21, fn. 27]。

ところで、森安のA式・B式とC式とで差出人・受取人の記載順序が逆になる理由については、明瞭には説明されていない。しかし、差出人・受取人の地位の上下関係に注意すれば、上行文書（A式・B式）・下行文書（C式）のいずれも、上位者を先に／下位者を後に記すという原則をもつこととなる。これは、前節で検討したモンゴル時代の命令文や上行文書・書簡、さらにティムール朝時代の『ウイグル文書教本』が述べるウイグル文字テュルク語書簡の体例と一致する。

また森安は、差出人と受取人の上行・下行・並行関係が特定しづらい書簡をD式「不特定版Ⅰ」・E式「不特定版Ⅱ」に分類し、さらに差出人・受取人の記載順序に応じて、D1（差出人が先）・D2（受取人が先）、E1（受取人が先）・E2（受取人が先）・E3（差出人が先）の下部分類を設けた [森安2011a, 22-23]。確かに、ウイグル語書簡のうち、王族・貴族・官僚・宗教教団などの間でやりとりされ多分に公的な性格をもつものは差出人・受取人の上下関係・序列を見出しやすいのに対し、私信・短信に属するようなものでは両者の上下関係が常に明記されるわけではなく、その把握は困難である。

しかし、これらD式・E式においても、上位者を先に／下位者を後に記すという規範をそれなりに認めることができると、筆者は考える。下記の2通のウイグル語書簡は、その例証となり得よう。

U 5290 (cf. 森安2011a, 23; VOHD 13,21 #159; Sertkaya O. F. 2011, 223)

①私ララン=テギンのことば (sözüm)。チャグリカン (Ča[yr]iqaṅ(?)) へ。私はお前と相談②できなかった。はじめに、エル=テミルをお前に委託するため (tapšuryu(?)) ③の用事を私はしていた。(彼は) 私の息子であるので、④お前の弟である。何であろうと世話すべきもの (asirayu) を⑤お前が関知せよ。誰に対しても証文があり署名のある [私

の] 債務は⑥ない。誰であろうとも租税 (alim berim) や徭役 (qalan) [の負担] を求めるものが⑦あったら、その父の残した文書を保持し [て] ⑧相談すべきことを、お前が関知せよ。

U 5720 (cf. 森安2011a, 23; VOHD 13,22 #387)

①シライ長老へ。マンソへ。私ララン=テギンのことば (sözüm)。②私から生まれたエルテミュルという名の息子を、その父 [の] ③残した証文によって、私は汝に (sanga) 委託した (tapšurdum)。……④教誨を良く与えて……学ばせ……⑤良く世話すべきことを……⑥私は相談できな [った(?)] ……⑦後に満足させる……

この2通は書体その他の特徴からモンゴル時代に属すると考えられる。いずれも、差出人はララン=テギン (Lalan Tegin) という人物であり、彼の息子エルテミュル (El-Tämür ~ Eltämür) の養育・後見を委託するという内容も共通する。2通の筆跡も完全に同一であり、差出人ララン=テギン自身がこの2通を筆写したものとみなすことができる。

この2通の文面自体からは、書簡の差出人と受取人の上行・下行・平行関係を明瞭に特定できない。森安が前者をD1式(ただし「平行～下行」と註記)、後者をD2式と分類したのは、冒頭書式の差出人・受取人の記載順序に基づくものであろう [森安2011a, 23]。

しかし、同一の差出人 (ララン=テギン) が同一の案件 (息子エルテミュルの養育委託) について作成した書簡で、このように冒頭書式が変更されていることには、何らかの理由が想定される。筆者はその理由を、差出人ララン=テギンと受取人との社会的関係の相違に求めたい。

U 5290の受取人は、差出人ララン=テギンの息子チャグリカン (Čayriqan (?)) である。ララン=テギンは父として、この息子を自分より下位の者と認識していたであろう。一方、U 5720の受取人はシライ長老・マンソの2名である。両名とも漢語起源の仏教徒名 (Šilay < 如来; Manso < 満蔵) をもつこ

と、またシライの「長老 (> čanglao)」という称号から、仏教教団に属する僧侶であった可能性が高い。ララン=テギンが彼らを上位者と位置づけて書簡の冒頭に記載したのは、単純に家族外の「他人」に対して丁寧さを表すものにすぎない可能性もある [cf. 森安2011, 15]。ただし、仏教徒が多数を占めたモンゴル時代のウイグル人社会で、仏教教団は指導的な役割を果たしていた [梅村1977, 05-06; Moriyasu 2002; 松井2004]。社会的に優位にあり、自身の息子エルテミュルの後見を依頼する仏教教団の「長老」たちに対して、ララン=テギンは十分な敬意を示す必要があり、それが宛先の順序に反映しているとみなすこともできよう。

いずれにせよ、ティムール朝時代の『ウイグル文書教本』で強調され、またモンゴル帝国時代のモンゴル語行政文書・書簡でも確認された、冒頭書式で上位者を先に／下位者を後に記すという規範は、古代ウイグル語の書簡文化・書写文化において一般的に成立していたと考えられる<sup>13)</sup>。ちなみに『教本』(2)の示すウイグル文字表には、より古いウイグル文字使用の伝統も反映されていた [本稿第2節参照]。『教本』で書簡の差出人・受取人 (宛先) の上下関係に基づく冒頭書式の区別が強調されるのは、これがウイグル文字テュルク語・モンゴル語の書簡・行政文書における規範・体例として、本質的な重要性を持っていたことを示唆するものといえる。それゆえに、この規範はウイグル文字使用と結びついてモンゴル帝国に導入され、支配地域の各地でも命令文や書簡さらには各種の行政文書の体例として定着したのであろう<sup>14)</sup>。これにより、本稿冒頭に紹介した、モンゴル命令文がウイグル語書簡を淵源としたという諸先学の想定も確証されたといえる<sup>15)</sup>。

## 5. 結論と展望

本稿の考察結果は以下のようにまとめられる。

新発現のティムール朝時代の『ウイグル文書教本』は、ウイグル文字テュルク語書簡の作成において差出人・受取人 (宛先) の上下関係・序列が重要

であり、上位者を先に／下位者を後に記すという冒頭書式の体例が存在したことを伝える。この体例は、9～14世紀のウイグル語書簡の規範・慣行を淵源とし、それを継承した13～14世紀のモンゴル帝国時代の行政文書の書式に直接的には由来することが、ウイグル語書簡やモンゴル命令文その他の行政文書・書簡類から確認できる。すなわち、上位者の発するウイグル語の下行書簡の書式がモンゴル命令文の書式のひな型となった一方、上行文書の冒頭書式もモンゴル語行政文書や書簡に採り入れられたのである。

この考察結果は以下の2点をあらためて証明する。第一に、モンゴル帝国の文書行政に対するウイグル文字・ウイグル文書文化の影響とその重要性である。第二に、モンゴル帝国およびティムール朝をはじめとする中央アジア以西のテュルク・モンゴル系諸政権における、古代ウイグル文書の伝統とウイグル文字文化の連続性である。

イラン・西アジアを含むモンゴル支配地域の各地において、ウイグル文字モンゴル語・テュルク語の知識が官房システムや行政実務の上で重視されたことは、「ウイグルの言語と文字はこの上ない学識・技芸 (faql wa hunar)」あるいは「今日、学識・能力そのもの (ḥwūd-i faql wa kifāyat)」と伝える13世紀中葉の『世界征服者史』[Tġ/Qazwīnī I, 4, II, 260; Tġ/Boyle I, 7, II, 523]をはじめ、多くの史料が物語る[久保2012, 43-47; Matsui/Watabe 2015, 43-44]。さらに後代のペルシア語史料でも、14世紀初頭の『ジャラーリーヤの贈り物』は「当節では命令書 (amṭila wa manāšīr) が殆どモンゴル語で書かれる」、また14世紀中葉～後半の『書記典範』は「モンゴルとテュルクの諸集団 (ṭawā'if-i Muġūlān wa Atrāk) にも、命令がすぐ理解できるよう、彼らの慣習と文字によって命令書 (aḥkān) が送られた」という状況を伝える。これらの記事は、ウイグル文字モンゴル語・テュルク語行政命令文書が、14世紀を通じてイラン地域で広く使用されていたことを示す[Бартольд 1968, 368; 渡部2002, 14-15; 久保2012, 46; Shahgoli 2017; Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井2017, 108]。

また本稿第2節で述べたように、モンゴル後継政権としてのティムール朝

においても、ウイグル文字使用の伝統は絶えることはなかった [Sertkaya 1977; 菅原2007, 1-2; 久保2012, 48-52; Matsui/Watabe/Ono 2015; Shahgoli 2017, 161-163]。初代君主ティムールにはウイグル文字テュルク語文書の書記を専管するバフシ (P. baḡšī ~ M. baysi < Uig. baxšī 「師傅, 師僧」) が側近として常時随行しており [久保2012, 48], イブン=アラブシャー (Ibn ‘Arabšāh) のティムール伝も、ティムール朝では「モンゴル (al-Muḡūlī) の文字として知られるウイグル (Ūyḡūr) と呼ばれる文字」を用いて「勅令・勅書, 公式の書簡, [私的な] 書簡, 台帳, …… , 歴史著作, 頌詩, 物語, 通達, 記録や年報, ディーワーンの業務に関するあらゆる案件と, チングス=カンの慣習法 (al-tūrā al-Ġinkīz ḡān)」が筆写されており, 「この文字 (=ウイグル文字) に通じている者は彼らの中で軽んじられることは無い。なぜなら, それは, 彼らの中では所得の鍵だからである」と伝える [cf. AM/Sanders, 321-322; Shahgoli 2017, 162; 久保2012, 49]。これらの諸史料の伝える状況と, ティムール朝支配層の発する書簡や文書における「テュルク文字」つまりウイグル文字の汎用性・重要性を強調する『ウイグル文書教本』の記述は符合する。

ちなみに, モンゴル帝国の政治支配・統治に際しては, 初代皇帝チングス=カンの定めたジャサク (M. ĵasay > 札撒, あるいはヤサ T. yasa ~ yasaq > P. yāsā ~ yāsāq。漢訳は「大法令」) が最重要規範とされた。『世界征服者史』は「タタルの諸部族 (aqwām-i Tātār) には文字がなかったため, 彼 [=チングス] は, ウイグル人 (Uyḡūrān) からモンゴル人の子どもたち (kūdakān-i Muḡūlān) が文字を学ぶように, またそのジャサクと法令 (yāsahā wa aḡkām) を巻物 (ṭawāmīr) に書き記すように命じた。それは『大いなるジャサクの書 (yāsā nāma-yi buzurg)』と呼ばれており, 王子たちの信頼する者たちの府庫 (ḡazāna-yi mu’tabarān-i pādīšāhzādagān) に納められている」と伝える [TĠ/Qazwīnī I, 17-18; TĠ/Boyle I, 25]。すなわち, ジャサクはウイグル文字で記録・成文化されたのであり [宇野2002, 159-161; 宮2016 = 宮2018下, 678-681], その学習・理解にはウイグル文字の知識が必須となる。各モンゴル王族・貴族のもとに設置するよう定められたウイグル=バフシ (Uyyur

baxši > M. Uiyur baysi > Chin. 畏吾兒八哈赤) つまり「ウイグルの師傅」とは、ジャサグ学習のためのウイグル文字教育を担当していたと推測される。<sup>16)</sup> また、ティムール朝など15世紀以降のテュルク=モンゴル系諸政権の支配層も、チンギスのジャサグ(ヤサ)や慣習法(töre > A.-P. tūrā ~ tūra)を重視した [Ando 1992, 22-38; Subtelny 2007, 16-18; 川口2007; 間野2001, 308]。チンギスが定めたジャサクの筆写にウイグル文字が用いられ、またチンギス自身がウイグル文字学習を命じたことが、ティムール朝支配層によるウイグル文字の継続使用の要因の一つであったと考えられよう。

その他にも、ウイグル文字がモンゴル帝国支配層の中核により近いと認識されていたことは、第2代皇帝オゴデイ時代、移刺楚材(耶律楚材)の漢語行政文書が発効するためには、ウイグル人官僚チンカイ(鎮海)の「回回字」すなわちウイグル文字による添書が必要であったという『黒韃事略』の記事に象徴される [Cleaves 1951; 森安1997, esp. 1238-1232]。同様のウイグル文字(モンゴル語・テュルク語)添書は、碑刻されたモンゴル帝国初期の漢語行政命令文書や,<sup>17)</sup>歴代イルカン発行のモンゴル語勅書、あるいはフレグ=ウルス将相やジャライル朝君主の発行したペルシア語文書の裏面にも見出され、モンゴル帝国の文書行政官房における重要な慣行であったことがうかがえる [Cleaves 1951; Doerfer 1975; Herrmann/Doerfer 1975, 49-50; PUM, Nos. 5, 7, 8, 9, 14, 22]。さらに、15世紀のモスクワ公国発行のロシア語命令文にも、ウイグル文字でテュルク語やロシア語の添書を末尾に加えた例が複数存在する [Морозов 2006; Морозов 2016]。ジョチ=ウルスに臣属したモスクワ公国もモンゴル支配の象徴としてウイグル文字を受容していたのであろう。<sup>18)</sup>

以上の諸点から、ユーラシア西半のモンゴル支配地域において、ウイグル文字はモンゴル支配層の言語(モンゴル語・テュルク語)の象徴とみなされ、大きな権威・影響力を有していたと考えられる。<sup>19)</sup>現存資料は数的には限られているが、そこから想定される以上に多くのウイグル文字モンゴル語・テュルク語の命令文や書簡が実際には通行していたに相違ない。今後の新出資料の発現により、本稿の所説が検証されることを期待する。

## [注]

- 1) 杉山正明 1990a, 1 = 杉山正明 2004, 372–374; 小野 1993; 中村・松川 1993, 松川 1995; 小野 1997; 小野 2000; 小野 2002; 堤 2003; 中村 2005; 小野 2006; Kim 2010; 小野 2012; 小野 2014; 宮 2014 = 宮 2018, 第 16 章; 四日市 2015; Matsui/Watabe/Ono 2015; Šayḥ al-Ḥukamāī・渡部・松井 2017, etc.
- 2) この点については、カラホト遺跡出土のモンゴル語契約文書をウイグル契と比較して「民間レベル」の書写文化交流を解明した Cleaves の先駆的研究 [Cleaves 1955] が重要である。さらに、新発現資料に基づく筆者の分析 [Matsui 2016a; 松井 2016b] も参照。
- 3) 以下、本節で引用する No. 3618 写本のペルシア文の読解については、渡部良子 (東京大学) 女史より多岐にわたってご教示を頂戴した。特記して深謝する。なお、訳文中の誤読・誤解の責任はひとえに筆者にある。
- 4) スィグナク文字・アヴハル文字・樹形文字は、いずれも暗号通信に用いられた文字と考えられている [Shahgoli 2017, 160–161; 間野 2011, 18]。
- 5) なお、写本紹介者の Shahgoli は『テュルク文字 (*Ḥaṭṭ-i Turki* = HT)』と定名した。
- 6) Shahgoli は、14 世紀後半のヤズドで活動し、ウイグル文字テュルク語文献を執筆・書写したマンスール=バフシ (Mansūr baḥšī) との関係を想定している [Shahgoli 2017, 158–159]。
- 7) トゥルファン出土ウイグル文書では Qiyasudīn < Ġiyāṭ al-Dīn, Tačdīn < Tāğ al-Dīn という例がみえる [SUK Sa16; Sertkaya, A. G. 1999, 244]。モンゴル語文書中の用例については、Mostaert/Cleaves 1952; Cleaves 1953; Temir 1959; Doerfer 1975 などを参照。
- 8) ただし、ティムール朝時代のウイグル文字文献の正書法は、全般的にみれば古代ウイグル語のものを直接に継承したものではなく、アラビア語・ペルシア語の規範に接近していたという [菅原 2007, 3–7]。この『ウイグル文書教本』でも、第一音節の ö/ü が ( )W のみで示されるなど、同様の傾向がうかがえる。
- 9) ⑧の宛名のサイフ=アルムルーク (Sayf al-Mulūk) は、Ando 1992, 160 の言及するアミールと同一人物かもしれない。⑤⑥⑦の人物同定については後考に俟つ。
- 10) なお『元史』卷 108・諸王表によれば、西寧王の王印は第 2 ランク (金印螭紐)、威武西寧王は第 3 ランク (金印駝紐) であった。この点にも、威武西寧王府の府尉 (差出人) が西寧王府官 (宛先) を上位とみなした理由を求められるかもしれない。
- 11) 3 断片にまたがる MDQ, No. 29 については、MDQ 編者の校訂を改め、02-03 行

と 04-06 行の順序を入れ替えるべきである。

- 12) ⑦については、「卑小な (mayui öcükən)」という謙讓表現から、第 2 行のダウラシャー (Daulaş-a ~ 倒刺沙 < P. Dawla Šāh) が差出人と推測される。ちなみに、この第 2 行と同じ文面が MDQ 未収の F21:W29 文書にもみえる [ZHMW, 70]。⑧の差出人・宛先を MDQ 編者は断定しなかったが、与位格語尾を伴わない第 2 行のオルジェイテムルを差出人とみなせる。後続する qola-ača [...] asayču ileged「遠くから…訊ねて送り」という表現は、別のカラホト出土モンゴル語書簡 (SI G 117) の qola-ača oyir-a-yin sedkil-iyer ayuyad emiyeged sögüdü ilebe「遠くから近い心で、畏れかしくみ跪拝して (書簡を) 送ります」と並行し、ウイグル語書簡の挨拶表現 *iraqtan / iraq yer-tin ... ayitu idur*「遠くから／遠くの土地から…お伺いして (書簡を) 送る」の透写表現と考えられる [cf. Kara 2003, 36]。なおウイグル語書簡では、この表現は上行文書に用いられる傾向がうかがえる [cf. 森安 2011b, 335-340, 401]。
- 13) 従って、上行・下行関係が明瞭に読み取れないウイグル語書簡 (森安の分類では D 式・E 式) についても、この冒頭書式の体例を念頭に置くことで内容理解を深化できるかもしれない。例えば、差出人が先に記される D1 式は下行文書、逆に受取人が先に記される E1 式は上行文書と、原則的には推定される。森安 2011a は、D1 式に分類した書簡のうち 81TB 65:8 を「母へ上行」、MOTH 31 を「上行～平行」、U 5874 を「平行～上行」と註記し、また E1 式のうち Ch/U 7426 を「平行～下行」、Pelliot 181 ouïgour, no. 203 verso を「平行～下行」とする。このうち、D1 式の U 5874 の差出人は導師阿闍梨 (kši ačari) の称号をもつ一方 [森安 2011a, 11]、受取人ヴァプトゥング (Vaptung < 法通 (?)) は単なる仏僧 (säl(i)) であるから、上位者 (導師阿闍梨) が発した下行文書とみなせる。その他の 4 通も、受取人・差出人の上下関係を断定することはできないものの、差出人の主観的な上下関係が記載順序に反映している可能性はあるだろう。
- 14) 第 4 代皇帝モンケ時代の文書行政官房には、モンゴル語以外にペルシア語・ウイグル語・漢語・チベット語・西夏語文書を扱う書記官が配置されていたという [TĜ/Qazwīnī III, 89; cf. TĜ/Boyle II, 607]。しかし『蒙韃備録』『國號年號』条および『黑韃事略』の報告による限り、チンギス・オゴデイ時代に、ウイグル文 (「回鶻字; 回回字」)・漢文以外の文字・言語が、モンゴル語文書の書式に影響を与えるほどに文書行政に用いられた形跡は無い。また、上位者を先に／下位者を後に記すという冒頭書式の規範は、カラホト出土の漢文行政文書・書簡類 [HCW, 191-194; ZHMW 6, 1325-1359] にも見出せないので、漢文文書に由来する可能性も低い。
- 15) この点をふまえれば、西ウイグル国王が仏教寺院に発給した免税特許状も、

あらためてモンゴル命令文の祖型として検討する必要がある [Zieme 1981; 森安 1991, 134-136; 中村・松川 1993, 76; 松井 2004, 14, fn. 9]。

- 16) 『元典章』巻 31・礼部 4・学校一・蒙古学・蒙古学校が引用する至元八年 (1272) 正月クビライ聖旨の條画の一つに「諸王位下及び蒙古千戸所は、在前の畏吾兒八哈赤 (< Uiyur baysi) を設けた體例に依つて (蒙古字 = バクパ文字の) 教授を設立せよ」という。
- 17) 実例としては、草堂寺コデン (Köden > 闊端 ~ 濶端) 令旨碑が著名である [杉山正明 1989 = 杉山正明 2004]。つとに筆者は、その第 1 截の添書を *süme-in biçig* 「寺の文書」と判読し、また第 4 截を *buralqin-u toya(n)* 「ブラルキ (> Chin. 不闌奚 ~ 孛闌奚。闌遺) たちの数」と試読した [cf. 杉山正明 2004, 455-456]。これらに対する宮紀子の修正提案 [宮 2011 = 宮 2018 上, 442, 475] は、未在証のモンゴル語形式に基づく上にウイグル文字の筆致にも適さず、従えない。ただし筆者が第 4 截の末語を *toya(n)* としたのも暫定案であった。現時点での別解として、これを *tul-a ~ tula* 「~のために」の誤刻とみなし、第 4 截全体を *buralqin-u tul-a* 「ブラルキ (闌遺) たちのため (に発行された文書)」と解釈することを提案したい。これは碑刻資料 [松井 2008, 17] やカラホト出土漢文文書のモンゴル語添書の用例 [MDQ, Nos. 54, 112-115] との比較に基づく。
- 18) ちなみに、ジョチ裔諸カン国のアラビア文字テュルク語対外国書の冒頭書式も、上位者を先に / 下位者を後に記すという『ウイグル文字教本』の伝える体例に対応する。A. M. Özyetgin が校訂した 18 通の対外国書は、命令文としての構文・内容を有する勅書 (*yarlık* < *yarlıq*) と、諸君主間で交換され命令の内容を持たない書簡 (*bitik* < *bitig*) に分類される。前者の勅書 (ジョチ = ウルス発行 2 通, クリム = カン国 2 通, カザン = カン国 2 通) は当然ながらモンゴル命令文とほぼ共通する書式をもつ。一方、後者の書簡 12 通 (ジョチ = ウルス 3 通, クリム = カン国 9 通) はいずれも 15 世紀にオスマン朝君主に発送されたもので、1428 年ムラト 2 世宛てウルグ = ムハンマド書簡 (Özyetgin 1996, A.III) を除いて、冒頭書式では宛先のオスマン朝君主が先に言及される。15 世紀後半以降、ジョチ裔諸勢力が分裂・対立のためにオスマン朝の支援を仰いだという事情を反映する [cf. Özyetgin 1996, 73-75; 川口 1997, 294-295]。
- 19) ちなみに、ペルシア語のインシャー (*inšā*) 術つまり文書・書簡作成術においても、13 ~ 14 世紀のモンゴル支配下で大きな変容が生じたことが指摘されている [渡部 2017]。その一つが、書簡冒頭の差出人・受取人 (宛先) 記載における両者の序列への注意であり、上位の者が先に、下位の者が後に記すことが一般化した [渡部 2003, 207]。また、15-16 世紀ティムール朝の代表的インシャー作品 *Maḥzān al-inšā'* でも、差出人と受取人の位階 (*rutba*)・地位 (*martaba*) の

差に注意を払うべきことが強調されている[杉山雅樹 2013, 72]。これらは、『ウイグル文書教本』で差出人・受取人（宛先）の序列が重要視されることと軌を一にする。また *Maḥzān al-inšā'* によれば、アラブ・イラク・マーワラーアンナフルでは古来のイスラームの伝統に基づいて受取人に長大な形容辞を用いる書記術が普及しているのに対して、ホラーサーン地域の書記 (*munṣī*) たちは受取人への形容辞を簡略化する傾向があったという [渡部 2003, 202; 杉山雅樹 2013, 74-75]。13 世紀前半にモンゴル支配に組み込まれた結果、ホラーサーン地域では「ウイグルの言語と文字はこの上ない学識・技芸 (*faʿl wa hunar*)」とみなされ、その習得がモンゴル政権への出仕に必須となっていた [TĜ/Qazwīnī I, 4; cf. TĜ/Boyle I, 7; 久保 2012, 45]。13～15 世紀のペルシア語インシャー術の変容や、そのホラーサーン地域における独自性の背景に、モンゴル支配に伴うウイグル文字・ウイグル語書記文化の流入・普及を想定できるかもしれない。

## 参考文献目録

- AM/Sanders = Ahmed ibn Arabshah, *Tamerlane or Timur the Great Amir*. Tr. by J. H. Sanders. London, 1936.
- Ando, Sh. 1992: *Timuridische Emire nach dem Mu'izz al-ansāb*. Berlin.
- Бартольд, В. В. 1968: К вопросу об уйгурской литературе и ее влиянии на монголов. In: *Сочинения* V, Москва, 365-368.
- BT XVI = D. Cerensodnom / M. Taube, *Die Mongolica der Berliner Turfansammlung (Berliner Turfantexte XVI)*. Berlin, 1993.
- Cleaves, F. W. 1951: A Chancellery Practice of the Mongols in the Thirteenth and Fourteenth Centuries. *HJAS* 14-3/4, 493-526.
- Cleaves, F. W. 1953: The Mongolian Documents in the Musée de Téhéran. *HJAS* 16-1/2, 1-107.
- Cleaves F. W. 1955: An Early Mongolian Loan Contract from Qara Qoto. *HJAS* 18-1/2, 1-49.
- Doerfer, G. 1975: Mongolica aus Ardabīl. *Zentralasiatische Studien* 9, 187-263.
- Franke, H. 1965: A 14<sup>th</sup> Century Mongolian Letter Fragment. *Asia Major* (n.s.) 11-2, 120-127, +1 pl.
- Gabain, A. v. 1938: Briefe der uigurischen Hüen-tsang-Biographie. *Sitzungsberichte der Preussischen Akademie der Wissenschaften* 1938, 371-415.
- Herrmann, G. / Doerfer, G. 1975: Ein persisch-mongolischer Erlass des Ġälāyeriden Šeyḥ Oveys. *Central Asiatic Journal* 19, 1-84.

HJAS = *Harvard Journal of Asiatic Studies*.

Kara, G. 2003: Mediaeval Mongol Documents from Khara Khoto and East Turkestan in the St. Petersburg Branch of the Institute of Oriental Studies. *Manuscripta Orientalia* 9-2, 3-40.

川口琢司 1997:「キプチャク草原とロシア」杉山正明(編)『中央ユーラシアの統合』(岩波講座世界歴史 11)岩波書店, 275-302.

川口琢司 2007:「ティムールとヤサ」『ティムール帝国支配層の研究』北海道大学出版会, 166-184.

Kim, H. 2010: Eastern Turki Royal Decrees of the 17<sup>th</sup> Century in the Jarring Collection. In: J. A. Millward/Shinmen Y./Sugawara J. (eds.), *Studies on Xinjiang Historical Sources in 17-20<sup>th</sup> Centuries*, Tokyo, 59-118.

久保一之 2012:「ミール・アリーシールと“ウイグルのバフシ”」『西南アジア研究』77, 39-73.

Mahendraraja, Sh. 2018: Two Original Decrees by Sulṭān Ḥusayn Bayqarā in the National Archives in Kabul. *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae* 71-2, 161-178.

間野英二 2001:『バーブルとその時代』(バーブル・ナーマの研究IV)松香堂。

間野英二 2011:「バーブル文字に関する覚書」『イスラーム地域研究ジャーナル』3, 11-23.

松井太 2004:「モンゴル時代のウイグル農民と仏教教団」『東洋史研究』63-1, 1-32.

松井太 2008:「ドゥア時代のウイグル語免税特許状とその周辺」『人文社会論叢』人文科学篇 19, 13-25.

松井太 2015:「古ウイグル語行政命令文書に「みえない」ヤルリグ」『人文社会論叢』人文科学篇 33, 55-81.

Matsui, D. 2016a: Uigur-Turkic Influence as Seen in the Qara-Qota Mongolian Documents. In: N. N. Tenishev/J. N. Shen (eds.), *Actual Problems of Turkic Studies*, St. Petersburg, 559-564.

松井太 2016b:(白玉冬: 譯)「黑城出土蒙古語契約文書與吐魯番出土回鶻語契約文書」『北方文化研究』7, 203-214.

Matsui D. / Watabe R. 2015: A Persian-Turkic Land Sale Contract of 660 AH/1261-62 CE. *Orient* 50, 41-51.

Matsui D. / Watabe R. / Ono H. 2015: A Turkic-Persian Decree of Timurid Mirān Šāh of 800 AH/1398 CE. *Orient* 50, 53-75.

松川節 1995:「大元ウルス命令文の書式」『待兼山論叢』史学篇 29, 25-52.

MDQ = 吉田順一・チメドドルジ(Čimeddorj) (編)『ハラホト出土モンゴル文書の研

- 究』雄山閣, 2008.
- 宮紀子 2011:「ブラルグチ再考」『東方学報』京都 86, 693-740.
- 宮紀子 2014:「ジャライル朝スルタン・アフマドの金宝令旨より」杉山正明(編)『続ユーラシアの東西を眺める』京都大学大学院文学研究科, 15-52.
- 宮紀子 2016:「『元典章』が語るフレグ・ウルスの重大事変」『東方学報』京都 91.
- 宮紀子 2018:『モンゴル時代の知の東西』上・下。名古屋大学出版会。
- 森安孝夫 1991:「ウイグル=マニ教史の研究」『大阪大学文学部紀要』31/32.
- 森安孝夫 1997:「ウイグル文字新考」『東方学会創立五十周年記念東方学論集』東方学会, 1238-1226.
- Moriyasu T. 2002: On the Uighur Buddhist Society at Čiqtim in Turfan during the Mongol Period. In: M. Ölmez/S.-Chr. Raschmann (eds.), *Splitter aus der Gegend von Turfan*, İstanbul/Berlin, 153-177.
- 森安孝夫 2011a:「シルクロード東部出土古ウイグル手紙文書の書式(前編)」『大阪大学大学院文学研究科紀要』51, 1-86.
- 森安孝夫 2011b:「シルクロード東部出土古ウイグル手紙文書の書式(後篇)」森安孝夫(編)『ソグドからウイグルへ』汲古書院, 335-425.
- Морозов, Д. А. 2006: Уйгурские автографы московских дьяков (дополнение к древнерусской дипломатике). In: Ю. М. Эскин (ed.), *Памяти Лукичева*, Москва, 173-199.
- Морозов, Д. А. 2016: Древнерусская надпись уйгурским письмом. *Древняя Русь* 2016-1, 100-103.
- Mostaert, A. / Cleaves, F. W. 1952: Trois documents mongols des Archives Secrètes Vaticanes. *HJAS* 15-3/4, 419-506.
- 中村淳 2005:「元代チベット命令文の総合的研究にむけて」『駒澤大学文学部研究紀要』63, 35-56.
- 中村淳・松川節 1993:「新発現の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』8, 1-93.
- 小野浩 1993:「とこしえの天の力のもとに」『京都橘女子大学研究紀要』20, 209-186.
- 小野浩 1997:「とこしえなる天の力のもとに」杉山正明(編)『中央ユーラシアの統合』(岩波講座世界歴史 11)岩波書店, 203-226.
- 小野浩 2000「メフメト II 世の「ヤルリグ」」『京都橘女子大学研究紀要』26, 117-164.
- 小野浩 2002:「テムル朝アブー・サイードのアク・コユンル朝ウズン・ハサン宛てウイグル文字テュルク語書簡文書簡介」志茂碩敏(編)『ポストモンゴル期におけるアジア諸帝国に関する総合的研究』(JSPS 科研費報告書 No. 11410100), 93-120.

- 小野浩 2006:「テムル朝シャルフのウイグル文字テュルク語文書再読」堀川徹(編)『中央アジアにおけるムスリム・コミュニティの成立と変容に関する歴史的研究』(JSPS 科研費報告書 No. 14201037), 28-47.
- 小野浩 2012:「トクタミシュのアラビア文字テュルク語ヤルリグ一通」窪田順平(編)『ユーラシアの東西を眺める』総合地球環境学研究所, 65-82.
- 小野浩 2014:「ウマル・シャイフ発令ウイグル文字テュルク語文書再読」杉山正明(編)『続 ユーラシアの東西を眺める』京都大学文学研究科, 67-74.
- Özyetgin, A. M. 1996: *Altun Ordu, Kırım ve Kazan sahasına ait yarlık ve bitiklerin dil ve üslup incelemesi*. Ankara.
- PUM = G. Herrmann, *Persische Urkunden der Mongolenzeit*. Wiesbaden, 2004.
- Şayh al-Hukamā'i, 'I.・渡部良子・松井太 2017:「ジャライル朝シャイフ=ウワイズ発行モンゴル語・ペルシア語合璧命令文書断簡 2 点」『内陸アジア言語の研究』32, 49-149.
- Sertkaya, A. G. 1999: *Uigurische Sprachdenkmäler'den beş mektup. Türk Dili Araştırmaları Yıllığı Belleten 1996*, 237-264.
- Sertkaya, O. F. 1977: *İslâmî devrenin Uygur harfli eserlerine toplu bir bakış*. Bochum.
- Sertkaya, O. F. 2011: Eski Uygur mektupları üzerine. *Türk Dili ve Edebiyatı Dergisi* 44, 209-228.
- Shahgoli, N. Kh. 2017: Uygur yazısı ile ilgili bir belge. *Modern Türklük Araştırmaları Dergisi* 14-3, 153-190.
- Subtelny, M. E. 2007: *Timurids in Transition*. Leiden/Boston.
- 菅原陸 2007:『ウイグル文字本『聖者伝』の研究(Ⅰ)』神戸市看護大学。
- 杉山正明 1982:「鬮王チュベイとその系譜」『史林』65-1.
- 杉山正明 1990a:「元代蒙漢合璧命令文の研究(一)」『内陸アジア言語の研究』5 (1989).
- 杉山正明 1990b:「草堂寺闍端太子令旨碑の訳註」『史窓』47.
- 杉山正明 2004:『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会。
- 杉山雅樹 2013:「ティムール朝末期における書簡作成の規定と実践」『オリエント』56-1, 71-83.
- SUK = 山田信夫『ウイグル文契約文書集成』全 3 巻。小田壽典ほか(編)。大阪大学出版会, 1993.
- Temir, A. 1959: *Kırşehir emiri Caca Oğlu Nur el-Din'in 1272 tarihli Arapça-Moğolca vakfivesi*. Ankara.
- TĞ/Boyle = 'Ala-ad-Din 'Ata-Malik Juvaini, *The History of the World Conqueror*, 2 vols. Tr. by J. A. Boyle. Manchester, 1958.
- TĞ/Qazwīnī = 'Alá'u 'd-Dīn 'Atá Malik-i-Juwaynī, *Ta'riḥ-i-Jahān-gushá*, 3 vols. Ed. by M.

- M. Qazwini. London, 1912-1937.
- TMEN = G. Doerfer, *Türkische und mongolische Elemente im Neupersischen*, 4 vols. Wiesbaden, 1963-1975.
- 堤一昭 2003: 「大元ウルス高官任命命令文研究序説」『大阪外国語大学論集』29, 175-194.
- 梅村坦 1977: 「13 世紀ウイグルスタンの公権力」『東洋学報』59-1/2, 01-031.
- 宇野伸浩 2002: 「チンギス・カンの大ヤサ再考」『中国史学』12, 147-169.
- VOHD 13,21 = S.-Chr. Raschmann, *Verzeichnis der Orientalischen Handschriften in Deutschland XIII*, 21: *Altürkische Handschriften 13: Dokumente*, Teil 1, Stuttgart, 2007.
- VOHD 13,22 = S.-Chr. Raschmann, *Verzeichnis der Orientalischen Handschriften in Deutschland XIII*, 22: *Altürkische Handschriften 13: Dokumente*, Teil 2, Stuttgart, 2009.
- 渡部良子 2002: 「『書記典範』の成立背景」『史学雑誌』111-7, 1-31.
- 渡部良子 2003: 「モンゴル時代におけるペルシア語インシャー術指南書」『オリエント』46-2, 197-224.
- 渡部良子 2017: 「イルハン朝におけるペルシア語文書行政とインシャー術の伝統」『西南アジア研究』87, 1-22.
- 四日市康博 2015: 「ユーラシア的視点から見たイル=ハン朝公文書」『史苑』75-2, 257-300.
- ZHHW = 塔拉・杜建録（編）『中國藏黑水城漢文文獻』全 10 冊。國家圖書出版社, 2008.
- ZHMW = 塔拉・杜建録・高國祥（編）『中國藏黑水城民族文字文獻』中華書局・天津古籍出版社, 2013.
- Zieme, P. 1981: *Uigurische Steuerbefreiungsurkunden für buddhistische Klöster. Altorientalische Forschungen* 8, 237-263.
- 付記 本稿はJSPS 科研費JP17H02401, JP16K13286 による研究成果の一部である。

(文学研究科教授)

## SUMMARY

Old Uigur Legacy in the Mongol Decrees:  
Historical Background of the Timurid Work *Ḥaṭṭ-i Turkī*

Dai MATSUI

A Persian manuscript of the Library of the Congress of Iran, No. 3618, comprises a Timurid work of a manual of the Uigur writing (*Ḥaṭṭ-i Turkī* “Turkic writing”). It emphasizes a composition rule of the decrees and letter correspondences among the Timurid rulers, to place in *intitulatio* the superior first and then the subordinate, regardless of which was the sender or the addressee. The historical background of this rule is investigated in the present paper.

As the result of comparative analysis with the contemporaneous documents and letter correspondences in Mongolian (13.-14. cc) and in Old Uigur (9.-14. cc.), it is concluded that the rule was originated from the formulae of the Old Uigur letter correspondences, which had been accepted by and rooted among the early Mongols, and then finally inherited to the Timurids. This conclusion also establishes that the Old Uigur legacy among the Mongol and Post-Mongol dynasties was more vital than as has been speculated.